「学校休業に伴う学びの保障」と「秋季入学制度」について【概要】

令和2年6月2日 自由民主党 政務調査会

「学校休業に伴う学びの保障」は喫緊の課題。秋季入学制度は、国民的合意やその実施に一定の期間を要するもの。そのため、学びの保障と秋季入学制度導入の問題とは切り離し検討を行った。

|1. 学びの保障について|

子供たちの学びを保障するため、オンライン学習の推進と共に、①教育活動の重点化、②長期休業期間や土曜日の活用等が必要となる。そのため、教育課程等の取扱方針や具体的取組例の提示等を行うべきである。

また、<u>設置者の判断で、令和2年度を2週間~1か月など一定期間延長する特例措置を検討すべき</u>。その場合、来年度は遅れて開始となるが、長期休業の活用等の学びを保障するための取組を継続することで、例年通り3月までの学校年度が可能となる。第2波、第3波が生じた場合は、延長期間の延伸など柔軟に対応する。<u>大学等については、第一学年の始期のみ遅らせることを検討すべき</u>。また、就職・資格試験受験者への対応にも留意すべき。

そして、入試に対する不安への対応として、政府は早急に方針を決定・公表すべき。方針では、①大学入学共通テストを含め、大学入学者選抜の日程は、2週間から1か月程度の後ろ倒しを検討すべき、②大学、高等学校、中学校の入学者選抜については、最終学年の学習状況の影響等への対応を要請すべき(例:出題範囲の限定、選択問題の導入、実施時期の一定期間の繰り下げ等)である。

2. 秋季入学制度について

秋季入学制度については、①教育改革・社会変革の重要な契機、②国際化への寄与といった意義があると考えられる。

その一方で、主な課題として、①教育制度を始め多くの制度・慣行の変更に伴う 心理的・経済的負担、②在校生・浪人生の就業時期の遅れと諸経費の増加、③人数 が増加する学年への対応(待機児童の発生等)、④幼稚園・保育園の在園児の学年分 断の発生がある。

秋季入学制度は、幅広い制度改革についての国民的合意や実施に一定の期間を要するため、今年度・来年度のような直近の導入は困難である。

政府は、秋季入学制度について、総理の下の会議体において、各省庁一体となって、広く国民各界各層の声を丁寧に聴きつつ、検討すべき。

(以 上)